

今回のテーマ

社長個人の生命保険

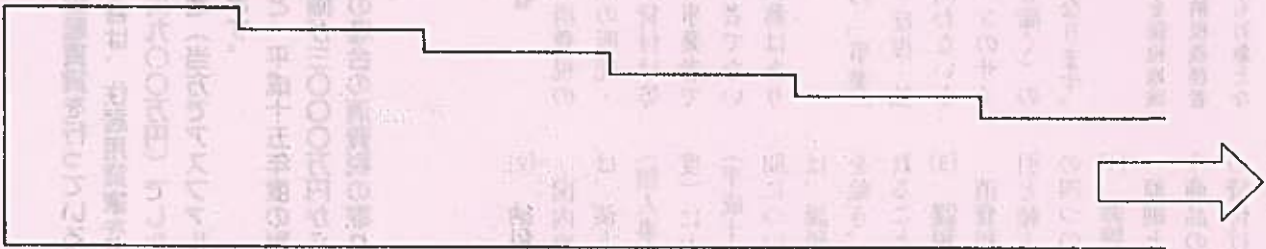


今までは、役員であることを前提とした法人契約を中心に紹介してきました。今回は、役員個人の生命保険をご紹介しますと思います。

1. 法人の負債は法人契約で…個人の生活を個人契約で！！

法人の借入金・運転資金・退職金&弔慰金は、必ず法人契約でカバーしましょう。その上で、役員個人のご家族を守るために必要な保障を個人契約でまかないましょう。個人保障の考え方の基本は、生活保障です。万が一の際に残されたご家族が、十分に生活していけるだけの過不足のない保障に加入しましょう。

【個人の必要保障額・例】



2. どうして上記の図のようになるのでしょうか？

必要保障額 = 生活費用 = 毎月の収入 と考えてみると分かりやすくなります。働いているうちには、毎月収入があります。働けなくなると収入はなくなります。現役で働いている間のお給料に代わって、支払を受けられる保障があれば合理的ですね。引退後までの期間の収入の累計額が、ちょうど上の図のようになります。保障の形を必要保障額に揃えてあげれば、無駄がなくなります。保障される期間を当面の間とすることで、上記の場合には保険料を約半額にできます。

3. 分かりやすい保障額の設定ができます

一般に生命保険の保障額は、「保険金5千万円」といった決め方です。上記のタイプの保険では、「毎月の受取額30万円」という決め方ですので、生活の実状に合わせやすいですね。無駄のない保険の形ですから、保険料にも無駄がありません。

【例：40歳男性 保険期間60歳満了 年金月額30万円(定期保険50万円) 団体月払(外資系S生命保険会社)】

- ① 非喫煙健康体：8,520円、② 喫煙健康体：11,850円、③ 標準体：12,180円

\* 上記のパターンでご加入直後の保障額(一時金で受取る場合)は、約6,130万円となります。

実際にご自身の保険について参考にしてみてください。  
具体的なお相談、シミュレーションに応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当 齊藤 直哉